

## 令和6年度 施策評価シート

施策の名称	VI-1-(4) 青少年の健全な育成の推進	幹事 部局	健康福祉部
施策の目的	青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる社会をつくります。		
施策の現状に対する評価	<p><u>①(青少年の健全育成)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会全体で青少年育成に取り組む意識を高めるため、児童福祉週間における普及啓発として県立施設無料開放期間の拡大を継続した結果、多数の来場者があった。青少年育成島根県民会議の運営に参画する会員数は、会員・賛助会員ともに減少したが、しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動は、新たに団体登録方式を設けたことで会社単位の登録があり登録者数が大幅に増加した。</li> <li>家庭・学校・地域が一体となり、県民総ぐるみで将来の地域社会を担う青少年を支援するため策定した「しまね青少年プラン」（第4次）について、研修の機会を活用し、市町村や関係機関等の理解を深めたが、認知が十分ではない。</li> </ul> <p><u>②(子ども・若者の自立支援)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>困難を有する子ども・若者の自立に向け、市町村の子ども若者総合相談センターを窓口とした「居場所」「社会体験」「就労体験」へと続く継続した支援体制の整備が進み、利用者は広がりつつあるが、相談センター未設置の市町村では、自立に向けた支援が十分に行き届かず、区域外利用も進んでいない。</li> </ul> <p><u>③(非行の防止)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全育成条例に基づく図書類販売店等への立入調査において、事業者への指導等を適切に行うことにより、青少年の非行を防止するための環境整備が図られている。</li> <li>県内の刑法犯少年の再犯率は全国平均を下回っている。</li> <li>青少年自身の規範意識の醸成や非行・被害を防止する基盤である地域社会の理解が十分ではないことが課題である。</li> </ul> <p><u>(前年度の評価後に見直した点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動の団体登録の周知を図るとともに、登録団体での運動の取組支援や、運動の様子をSNS等で積極的に発信することとした。</li> </ul>		
今後の取組の方向性	<p><u>①(青少年の健全育成)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の取組や県民会議の事業・活動について、SNSを活用した広報やチラシ等の配布による啓発・周知、児童福祉週間における県立施設無料開放期間の拡大の継続、しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動の推進などにより、青少年健全育成の意識向上を図り、会員数の拡大を目指す。</li> </ul> <p><u>②(子ども・若者の自立支援)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施市町村に対しては、引き続き区域外の居住者に対する支援と広報の協力を求め、未実施市町村に対しては、事業周知を継続し、事業への取組を促す。</li> </ul> <p><u>③(非行の防止)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全育成条例に基づく図書類販売店等への立入調査を引き続き行い、遵守事項等を説明し改善を求める。</li> <li>警察ボランティア等、地域住民と連携して非行・被害防止教室等を開催し、少年の規範意識の醸成及び保護者や地域住民への啓発活動を継続して実施する。</li> <li>再非行に走りかねない少年に対しては、警察から積極的に手を差し伸べ継続的に指導・支援するとともに、松江市・出雲市・浜田市・益田市に業務委託している再非行防止事業により再非行の防止を図る。</li> </ul>		



事務事業の一覧

施策の名称	VI-1-(4) 青少年の健全な育成の推進
-------	-----------------------

	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	困難を有する子ども・若者支援事業	社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者やその家族	社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者やその家族が自立に向けた必要な支援を受けることができる。	39,214	26,592	青少年家庭課
2	青少年を健やかに育む意識向上事業	県民	青少年の健全育成に対する県民の意識が向上する。	3,149	4,741	青少年家庭課
3	青少年を取り巻く地域環境浄化事業	青少年および青少年を取り巻く大人	青少年の健全育成に向け適正な社会環境づくりをすすめる。	0	0	青少年家庭課
4	青少年の健全育成及び非行防止対策事業	県民(青少年)	青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる社会環境を整備する。	10,854	12,483	警察本部 少女女性対策課
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

# 事務事業評価シート

## 1 事務事業の概要

担当課

青少年家庭課

事務事業の名称		困難を有する子ども・若者支援事業			
目的	誰(何)を対象として	社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者やその家族	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者やその家族が自立に向けた必要な支援を受けることができる		39,214	26,592
			うち一般財源 (千円)	21,024	26,592
令和6年度の取組内容	・子ども若者総合相談センター設置市町村が、「居場所」を提供した上で、「居場所」→「社会体験」→「就労体験」の3ステップを段階的に支援する取組補助を継続し、社会的自立の促進を図る。コーディネーターの配置により開拓した協力事業所を活用し、「社会体験」「就労体験」事業促進の取組を強化する。 ・実地調査や関係者との情報共有により成果や課題を把握し、その情報を市町村や関係機関に提供し、センターの設置を働きかけるとともに、市町村等の支援体制の充実やネットワーク化を図る。				
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・子ども若者総合相談センター設置市町村が、「居場所」を提供した上で、「居場所」→「社会体験」→「就労体験」の3ステップを段階的に実施する市町村を支援する。				
1	上位の施策	Ⅵ-1-(4) 青少年の健全な育成の推進	3	上位の施策	
2	上位の施策	I-3-(1) 多様な就業の支援	4	上位の施策	

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	社会体験や就労体験への協力事業所数【当該年度3月時点】	目標値		110.0	110.0	145.0	170.0	170.0	箇所	累計値
		実績値	106.0	130.0	153.0	165.0	176.0			
		達成率	—	118.2	139.1	113.8	103.6	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○子若C設置自治体 R2:8市町、R3:9市町、R4:9市町、R5:9市町 ○コーディネーター事業 R3:3市1町、R4:4市、R5:1市 ○居場所事業 R3:6市町10箇所、R4:7市町11箇所、R5:6市町10箇所 ○社会体験事業[利用実人数/延人数] R3:3市町[55人/437人]、R4:5市町[75人/670人]、R5:5市町[55人/325人] ○就労体験事業[利用実人数/延人数] R3:3市町[18人/177人]、R4:4市[20人/178人]、R5:4市町[11人/148人] ○子どもの居場所支援臨時特例事業(安心こども基金) R4:2市3箇所 R5:2市3箇所								

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・国や県の補助事業を活用し、子ども・若者支援が定着してきている。 ・「居場所」は安心出来る場所として活用されており、区域外居住者の利用も受け入れている。 ・「社会体験」「就労体験」は居場所以外の場所で社会とのつながりを回復する場として活用されている。 ・「協力事業所コーディネーター」により、実施市では、精力的に協力事業所が獲得され、社会体験、就労体験の実施先の確保や協力事業所の理解促進につながっている。
課題分析	①課題	ア)相談窓口はあるが居場所は未設置、居場所はあるが社会体験や就労体験へのステップアップの取組が十分でないなど、市町村の取組に差がある。 イ)子若C未設置の市町村があり、同市町村に居住する者に対する支援が行き届いていない。また、区域外利用が拡大しない。 ウ)「ひきこもり」、「不登校」などの関係部局、支援機関との連携や情報共有が十分でない市町村がある。
	②原因	ア)市町村は、事業の必要性を認識しているが、財源やマンパワー不足、委託可能な民間団体がいないなどの課題があり、県から子若所管課への補助事業や資源の情報提供も十分でないため、取組が進んでいない。 イ)「困難を有する子ども・若者支援」に対する理解が深まっていない。区域外利用者は少数で、周知が十分ではない。 ウ)市町村ごとに課題への重点や各課題の所管部局が異なっているため、連携がとりにくい状況がある。それに対して県からの連携促進が十分でない。遠方の関係機関(サポステ、ひきこもり支援センターなど)との接点が少ない市町村もある。
	③方向性	ア)市町村での子ども・若者支援の取組が促進されるよう、国事業等の情報提供を行う。 アイ)開拓した協力事業所を活用し、社会・就労体験の充実を図るとともに、関係機関とのネットワーク強化を市町村に促す。 イ)県事業を利用する市町村には、引き続き区域外の居住者に対する支援と広報の協力を求め、未実施の市町村には事業周知を継続する。 ウ)県子ども・若者支援地域協議会等を活用し、市町村と関係機関とのネットワーク強化を支援していく。また、改正児童福祉法施行や若法改正を契機として、子ども・若者支援にあたり市町村にこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の活用・連携を促す。

# 事務事業評価シート

## 1 事務事業の概要

担当課

青少年家庭課

事務事業の名称		青少年を健やかに育む意識向上事業				
目的	誰(何)を対象として	県民	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額	
	どういう状態を目指すのか	青少年の健全育成に対する県民の意識が向上する		3,149	4,741	
			うち一般財源 (千円)	3,149	4,741	
令和6年度の取組内容	・社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制構築を目指し、児童福祉理念並びに非行被害防止、相談窓口等について、さらなる普及と周知を図るため、街頭キャンペーン、チラシ配付、新聞、SNS、ホームページ等での広報啓発を推進。 ・青少年育成島根県民会議(以下「県民会議」)と連携し、県民会議の事業や活動の周知を行い、青少年の健全育成を推進。 ・こども大綱をふまえた県こども計画策定にあたり、県の子ども・若者計画である「しまね青少年プラン」の見直しを行い県こども計画との一元化を行う。					
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・R4から行った児童福祉週間を中心とした県立施設無料開放の期間拡大をR6も継続する。 ・しまニッコ!(スマイル声かけ)県民運動の団体登録を活用し運動の活性化を図り、若い世代に向けSNSを活用するなど、県民会議の賛同者増加、活動周知につなげる。					
1	上位の施策	VI-1-(4) 青少年の健全な育成の推進	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	青少年育成島根県民会議の会員数【当該年度3月時点】	目標値		990.0	990.0	1,070.0	1,080.0	1,090.0	人	累計値
		実績値	952.0	1,051.0	1,062.0	995.0	912.0			
		達成率	—	106.2	107.3	93.0	84.5	—		
2	しまニッコ!(スマイル声かけ)県民運動推進者登録数【当該年度3月時点】	目標値		3,000.0	3,250.0	3,500.0	3,750.0	4,000.0	人	累計値
		実績値	2,835.0	3,072.0	3,168.0	3,497.0	3,991.0			
		達成率	—	102.4	97.5	100.0	106.5	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○会員数推移 R1:会員153人、賛助会員799人 R2:会員150人、賛助会員901人 R3:会員146人、賛助会員916人 R4:会員146人、賛助会員849人 R5:会員142人、賛助会員770人 ○啓発活動対象人数(5月児童福祉週間) プレゼント企画応募者数R4:510人、R5:447人、R6:401人 (県立施設無料開放)R3:7日間1,678人、R4:13日間13,825人、R5:13日間14,748人、R6:16日間14,448人 ○7月青少年非行被害防止全国強調月間:R5ちらし70,500枚を学校等に配付、啓発活動2回								

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・児童福祉週間の県立施設無料開放期間の拡大(児童福祉週間5/5-5/11の7日間)を、R6は一層拡大(4/27(土)-5/12(日)の16日間)し、多数の来場者があった。 ・しまニッコ!(スマイル声かけ)県民運動に団体登録を設けたことで、会社単位の登録などがあり登録者数が増加した。また、登録団体による積極的な取組・発信により活動の推進や周知に繋がっている。 ・第4次しまね青少年プランについて、会議や研修の機会を活用し、市町村や関係機関等の理解を深めた。 ・R5年12月に閣議決定されたこども大綱をふまえた県こども計画策定にあたり、県の子ども・若者計画である「しまね青少年プラン」を県こども計画と一元化し、2年前倒して見直すこととした。
課題分析	① 課題	ア)様々な月間等の周知が県民に行き届いていない。 イ)県民会議の安定的な運営に必要な会員数が減少している。
	② 原因	ア)啓発の内容や方法が変わらず、マンネリ化している。 イ)団体会員の減は団体の担い手の高齢化や活動縮小が原因だと思われる。新規会員による増を退会による減が上回るため会員数が減少している。
	③ 方向性	ア)週間・月間の趣旨ををふまえ、引き続き、他部局や市町村と連携し、それぞれの月間等に合わせ、啓発活動を実施する。変更可能な活動については、啓発の内容や方法を工夫・改善して実施することで、県民に広く周知を行い、青少年健全育成の意識の向上を図る。 イ)若い世代に向け、SNSを活用するなど県民会議の活動の周知を行い、県民会議の各事業に対する賛同者を増やすことで、青少年健全育成の意識の向上を図る。

# 事務事業評価シート

## 1 事務事業の概要

担当課

青少年家庭課

事務事業の名称		青少年を取り巻く地域環境浄化事業			
目的	誰(何)を対象として	青少年および青少年を取り巻く大人	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	青少年の健全育成に向け適正な社会環境づくりをすすめる		0	0
令和6年度の取組内容	・島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、図書類販売店や深夜営業店、携帯電話販売店などに対し立入調査を実施し、健全育成に向けた環境整備を推進する。改善が図られているかを確認するために、以前指導を行った店舗を計画的に立入対象とする。 ・青少年が適切にインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、フィルタリングの普及・利用促進、インターネットリテラシーの向上に重点を置いた広報啓発活動に取り組む。				
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・以前指導を行った店舗の改善確認も兼ねて立入店舗選定を行うこととした。 ・担当職員研修に代え、各地での立入調査の中心となる各児童相談所を訪問し、立入調査の伝達や情報交換を行った。				
1	上位の施策	VI-1-(4) 青少年の健全な育成の推進	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	健全育成条例の規定に基づき適正な図書類の取り扱いや営業を行っている店舗の割合【当該年度3月時点】	目標値		80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	%	単年度値
		実績値	79.5	71.6	89.8	97.5	93.8			
		達成率	—	89.5	112.3	121.9	117.3	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・R5立入調査実施結果 【実施回数】3回(7月・11月の各種青少年月間、その他)【実施者数】74人【立入数】97カ所【指導数】6カ所【罰則適用】0件 ・ネットトラブル防止のためのチラシ配布・新聞広報 街頭キャンペーンでの配布(200部)、県内小・中・高校生等の全生徒に配付(70,500部)、新聞(考える県政) ・有害図書指定(個別指定)								

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・有害図書類・有害玩具類の取扱い及びフィルタリングの周知を徹底するため、コンビニ、図書類販売業者、玩具類販売業者、携帯電話販売店に対する立入調査・指導を推進したところ、R5年度の立入調査では、条例を遵守して営業している店舗が大半だった。遵守していない店舗側の対応者に対しては、遵守事項等を説明し、改善を求めるとともに、改善状況の確認のため計画的に立入対象とした。 ・青少年のインターネット利用に関し、街頭キャンペーンを行った。あわせて学校へのチラシ配布、新聞広報等を行い、広く啓発活動を行った。
課題分析	① 課題	ア)有害図書類の取扱いについては、区分陳列等の遵守事項を遵守している店舗が大半だが、徹底していない店舗が数軒ある。 イ)青少年がSNSに起因する事件やトラブルに巻き込まれるケースが高い水準で推移しており、特に小学生の被害が近年大幅に増加している。
	② 原因	ア)立入調査時の指導内容が、店舗側の対応者から責任者や他の従業員に伝わっていないことがある。 イ)スマートフォンやSNSなどの様々な機器・サービスが普及する一方で、それを利用する青少年及び親のリスク認識が不十分な場合がある。
	③ 方向性	ア)立入調査の店舗側の対応者に対して、責任者への遵守事項や指導内容の伝達を求めるとともに、再度の立入調査の際に責任者の同席を求め、責任者に直接遵守事項等を説明し、改善を求める。 イ)インターネット利用が事件やトラブルに繋がる事例を小学生にもわかりやすく示したり、親が投稿した子どもの写真等が悪用されるリスクやフィルタリングなどに関して親の注意を喚起するチラシを作成し、児童・生徒(家庭)に配付する。

# 事務事業評価シート

## 1 事務事業の概要

担当課

警察本部 少年女性対策課

事務事業の名称		青少年の健全育成及び非行防止対策事業			
目的	誰(何)を対象として	・県民(青少年)	事業費 (千円)	令和5年度の実績額	令和6年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	・青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる社会環境を整備する。		10,854	12,483
			うち一般財源 (千円)	8,873	10,478
令和6年度の取組内容		・少年の規範意識を醸成させるため、非行防止等の各種教室、SNS等を活用した情報発信、少年警察ボランティアや関係機関と連携した広報啓発活動を実施 ・少年サポートセンターを中心に継続的に少年・保護者に関わり、少年の非行防止・被害防止を図る。 ・再非行に走りかねない少年に対して立ち直り支援を行い、4市に業務委託している再非行防止事業により再非行を防止する。			
令和5年度に行った評価を踏まえて見直したこと		・令和6年4月から浜田警察署内に少年サポートセンター(西部)を設置し、少年警察活動体制を強化 ・刑法犯少年の再犯率は低下したが、一方でスマートフォンの普及等により犯罪情勢が変化しているため、非行防止のみならず被害防止を重点的に実施する。			
1	上位の施策	VI-1-(4) 青少年の健全な育成の推進	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

## 2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	刑法犯少年の再犯率【当該年度12月時点】	目標値		25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	%	単年度値
		実績値	23.9	24.5	21.3	23.1	14.7			
		達成率	—	102.0	114.8	107.6	141.2	—	%	
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—	%	
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・県内の非行少年数 R5:136人(前年比-35人)、R6.5末:42人(前年比-12人) ・刑法犯少年(再犯者率) R5:68人(14.7%)、R6.5末:22人(13.6%)								

## 3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・県内の刑法犯少年の再犯率は継続的に全国平均の再犯率を下回り、令和5年は全国で最も低く、全国平均(30.2%)を大きく下回った。
課題分析	① 課題	・スマートフォンの普及により有害情報が氾濫し、少年が容易に犯罪に手を染めたり、性犯罪等の犯罪被害を受けている。 ・犯罪被害や虐待を受けるなど保護や支援が必要な少年が発見できずに埋もれている。 ・非行少年を支える地域の支援体制が不足している。
	② 原因	・インターネット及びSNSに潜む危険性や、スマートフォンの正しい使用・管理方法に関する知識が不足している。 ・相談に至らない少年や保護者に支援が行き届かず、少年が抱える問題が把握できない。 ・地域住民に非行少年が置かれた環境を正しく伝えられていない。
	③ 方向性	・少年・保護者を対象としたネット安全等各種教室、SNSを効果的に活用した非行・被害防止に関する広報啓発を推進する。 ・ホームページ等で少年相談の窓口を周知するとともに、補導等で把握した少年に対し必要な場合は少年サポートセンターを中心として少年補導職員が継続的に関わることで少年が抱える根本的な問題を把握し、関係機関と連携して解決に努める。 ・少年警察ボランティアを通して、地域社会における非行少年への理解と支援の輪を広げる。 ・再非行に走りかねない少年に対しては、警察から積極的に手を差し伸べ継続的に指導・支援するとともに、松江市・出雲市・浜田市・益田市に業務委託している再非行防止事業により再非行の防止を図る。